

株式交換に係る事後開示書面

(会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号、
及び会社法施行規則第190条に定める書面)

2021年7月1日

株式会社クレステック

株式会社マインズ

2021年7月1日

株式交換に係る事後開示事項

静岡県浜松市東区笠井新田町676番地
株式会社クレステック
代表取締役社長 高林 彰

東京都港区海岸2-1-24 NAC港ビル9F
株式会社マインズ
代表取締役社長 池田 幸史

株式会社クレステック（以下「クレステック」）及び株式会社マインズ（以下「マインズ」）は、2021年5月14日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」）に基づき、2021年7月1日を効力発生日として、クレステックを株式交換完全親会社、マインズを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」）を実施いたしました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日(会社法施行規則第190条第1号)
2021年7月1日
2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続きの経過（会社法施行規則第190条第2号）
 - (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続きの経過
該当事項はありません。
 - (2) 会社法第785条の規定による手続きの経過
マインズは、会社法第785条第3項の規定により、2021年6月10日付で、マインズの株主に対し、本株式交換をする旨、並びに株式交換完全親会社であるクレステックの商号及び住所を通知いたしましたが、会社法第785条第1項の規定による株式の買取請求を行ったマインズの株主はおりませんでした。
 - (3) 会社法第787条の規定による手続きの経過
該当事項はありません。

- (4) 会社法第 789 条の規定による手続きの経過
該当事項はありません。
3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続きの経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）
- (1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続きの経過
該当事項はありません。
- (2) 会社法第 797 条の規定による手続きの経過
該当事項はありません。
- (3) 会社法第 799 条の規定による手続きの経過
該当事項はありません。
4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）
本株式交換によりクレストックに移転したマイنزの株式の数は、普通株式 32 株です。
5. その他本株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）
- (1) クレストックは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。
なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知したクレストックの株主はおりませんでした。
- (2) マインズは、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2021 年 5 月 14 日における定時株主総会決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。
- (3) クレストックは、本株式交換に際して、本株式交換の効力発生日の前日（2021 年 6 月 30 日）の最終のマイنزの株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有するマイنزの普通株式 1 株につきクレストックの普通株式 630 株の割合をもって割当て交付いたしました。これによりクレストックが割当交付した普通株式の合計は 20,160 株です。
- (4) 本株式交換により増加したクレストックの資本金及び準備金は以下のとおりです。
- ①資本金 : 0 円
 - ②資本準備金 : 法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額
 - ③利益準備金 : 0 円

以上